

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項

第1 趣旨

この要項は、感染症発生動向調査実施要綱（平成11年3月19日健医発第458号厚生省保健医療局長通知）に基づき実施する茨城県感染症発生動向調査事業（以下「事業」という。）の実施方法について定める。

第2 目的

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）においては、感染症の予防に重点がおかれ、患者発生状況の把握、病原体の検査などを迅速かつ正確に行うとともに、収集した情報を分析して予防啓発することが重要である。本事業は、感染症情報を迅速かつ正確に把握し、その情報を速やかに地域や医療機関及び関係機関に還元することにより、県民の予防意識の向上と医療機関における診療や研究の推進に資するとともに、本事業結果に基づき国、県及び市町村さらには関係機関が連携して適切な感染症予防対策を講じられるよう、感染症の発生及びまん延を防止する体制を構築することを目的とする。

第3 調査対象感染症

1 原則として診断された者の全てを届け出る（以下、「全数把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。

・ 一類感染症

(1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

・ 二類感染症

(8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ（H5N1）、(14) 鳥インフルエンザ（H7N9）

・ 三類感染症

(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

・ 四類感染症

(20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) 黄熱、(25) オウム病、(26) オムスク出血熱、(27) 回帰熱、(28) キャサヌル森林病、(29) Q熱、(30) 狂犬病、(31) コクシジオイデス症、(32) サル痘、(33) 重症熱性血小板減少症候群、(34) 腎症候性出血熱、(35) 西部ウマ脳炎、(36) ダニ媒介脳炎、(37) 炭疽、(38) チクングニア熱、(39) つつが虫病、(40) デング熱、(41) 東部ウマ脳炎、(42) 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(43) ニパウイルス感染症、(44) 日本紅斑熱、(45) 日本脳炎、(46) ハンタウイルス肺症候群、(47) Bウイルス病、(48) 鼻疽、(49) ブルセラ症、(50) ベネズエラウマ脳炎、(51) ヘンドラウイルス感染症、(52) 発しんチフス、(53) ボツリヌス症、(54) マラリア、(55) 野兔病、(56) ライム病、(57) リッサウイルス感染症、(58) リフトバレー熱、(59) 類鼻疽、(60) レジオネラ症、(61) レプトスピラ症、(62) ロッキー山紅斑熱

・ 五類感染症（全数）

(63) アメーバ赤痢、(64) ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(65) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(67) クリプトスポリジウム症、(68) クロイツフェルト・ヤコブ病、(69) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70) 後天性免疫不全症候群、(71) ジアルジア症、(72) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(74) 侵襲性肺炎球菌感染症、(75) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(76) 先天性風しん症候群、(77) 梅毒、(78) 播種性クリプトコックス症、(79) 破傷風、(80) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81) バンコマイシン耐性腸球菌感染

- 症，(82)風しん，(83)麻疹，(84)薬剤耐性アシネトバクター感染症
- ・ 新型インフルエンザ等感染症
 - (110)新型インフルエンザ，(111)再興型インフルエンザ
- ・ 指定感染症
 - 該当なし

2 指定届出機関（以下、「定点」という。）から届け出る（以下、「定点把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。

- ・ 五類感染症（定点）
 - (85)RSウイルス感染症，(86)咽頭結膜熱，(87)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎，(88)感染性胃腸炎，(89)水痘，(90)手足口病，(91)伝染性紅斑，(92)突発性発しん，(93)百日咳，(94)ヘルパンギーナ，(95)流行性耳下腺炎，(96)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。），(97)急性出血性結膜炎，(98)流行性角結膜炎，(99)性器クラミジア感染症，(100)性器ヘルペスウイルス感染症，(101)尖圭コンジローマ，(102)淋菌感染症，(103)クラミジア肺炎（オウム病を除く。），(104)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌，髄膜炎菌，肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。），(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症，(106)マイコプラズマ肺炎，(107)無菌性髄膜炎，(108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症，(109)薬剤耐性緑膿菌感染症
- ・ 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症（ただし，当該疑似症が二類感染症，三類感染症，四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）
 - (112)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。），(113)発熱及び発しん又は水疱

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象二類感染症
(13)鳥インフルエンザ（H5N1）

第4 実施主体

実施主体は茨城県とする。

第5 実施体制の整備

1 茨城県感染症情報センター

- (1) 事業の実施に当たり，茨城県感染症情報センター（以下「県感染症情報センター」という。）を設置する。
- (2) 県感染症情報センターは，茨城県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）内に置く。
- (3) 県感染症情報センターは，県医師会及び県教育庁等関係機関の協力を得て，事業の円滑な運営を図る。
- (4) 県感染症情報センターは，県域における患者情報，疑似症情報及び病原体情報を国立感染症研究所内に設置されている中央感染症情報センター（以下「中央情報センター」という。）へ報告し，中央情報センターから全国情報の提供を受ける。
- (5) 県感染症情報センターは，県域における患者情報，疑似症情報及び病原体情報と全国情報をもとに週又は月単位で分析した感染症情報を茨城県保健福祉部保健予防課（以下「保健予防課」という。）とともに，各保健所，県医師会，県教育庁等の関係機関に提供・公開するものとする。

2 指定届出機関（定点）

(1) 指定届出機関の指定

ア 保健予防課は，定点把握対象の五類感染症について，患者情報を届け出る定点（以下「患者定点」という。），疑似症情報を届け出る定点（以下「疑似症定点」という。）並びに病原体の分離等の検査情報を収集するために設ける定点（以下，「病原体定点」という。）を保健所単位で指定する。

- イ 保健所は管轄地域内の情報を偏りなく収集できるよう、定点の変更を検討することができる。
 - ウ 定点を新たに指定する場合には、感染症情報の適切な収集・還元が図れるよう原則として各医療機関の属する市郡医師会等の推薦を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。
 - エ 指定届出機関が、指定された定点を辞退するときは、辞退の日の30日以上前に保健所にその旨を申し出ることとする。
- (2) 指定届出機関の役割
- ア 患者定点は、患者情報を週又は月単位で管轄する保健所に報告し、当該情報に関する県感染症情報センターが分析した感染症の情報提供を受ける。
 - イ 疑似症定点は、直ちに疑似症情報を保健所に報告し、当該情報に関する県感染症情報センターが分析した感染症の情報提供を受ける。
 - ウ 病原体定点は、必要に応じ採取した対象疾患に関する検体を衛生研究所又は管轄する保健所に提出し、その検査結果を受ける。

3 保健所

- (1) 保健所は、管内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集し、感染症発生動向調査システム（以下「調査システム」という。）により県感染症情報センターへ報告する。
- (2) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報を、速やかに定点、管内市郡医師会、市町村及び教育委員会等の関係機関に提供する。
- (3) 保健所は、第3の調査対象感染症のうち、必要に応じて医師又は定点から依頼を受けた検体等について、衛生研究所への検査依頼及び搬送を行う。
- (4) 保健所は、衛生研究所から当該検体等の検査結果が通知されたときは、速やかに依頼元の医師又は定点へ通知する。
- (5) 保健所は、指定届出医療機関から辞退の届けがあったときは、新たに指定届出医療機関となる市郡医師会の推薦を受けた医療機関を保健予防課へ報告する。

4 衛生研究所

- (1) 衛生研究所は、検査票及び検体又は病原体情報が保健所又は病原体定点から依頼されたときは、当該検体の検査を行い当該検査の結果を保健所又は病原体定点に通知する。
- (2) 衛生研究所は、検査の結果、検出された情報を月単位に感染症情報システムにより国立感染症研究所に報告するとともに保健予防課、県感染症情報センターに報告する。

5 茨城県感染症対策委員会

- (1) 事業の的確な運用を図るため、茨城県感染症対策委員会を設置する。
- (2) 当該委員会の組織運営に関して必要な事項は別に定める。

6 保健予防課

- (1) 保健予防課は、事業の実施に際し、必要に応じて関係機関及び関係団体との調整を図る。
- (2) 保健予防課は、定点把握対象の五類感染症及び法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症について、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体検査情報を収集するため、厚生労働省の定める定点選定基準に基づき定点を指定する。
- (3) 保健予防課は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症が発生した場合並びに五類感染症等に係る感染症発生動向調査により、通常と異なる傾向が認められる場合等には、必要に応じて積極的疫学調査の実施について調査を行う管轄保健所と協議する。
- (4) なお、積極的疫学調査の実施にあたっては、関係部局等と密接な連携を図り、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症の発生状況等の迅速な把握に努める。

第6 事業内容

- 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、

新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（以下、「届出基準等通知」という。）に基づき診断した場合は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

なお、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、（別記様式）「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）」（以下、「検査票」という。）を添付して管轄する保健所に送付する。

イ 保健所

(ア) 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに県感染症情報センターへ調査システムにより報告する。

また、保健所は、届出をした医師に対して、必要に応じて病原体情報又は病原体検査のための検体等（検査票添付）の提供を依頼するものとする。当該医師から検体等の提供があった場合は、衛生研究所へ検査を依頼し検体等を搬送する。

(イ) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報について、速やかに市町村、定点、管内市郡医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

(ウ) 保健所は、その他感染症の予防について、必要に応じて前記の関係機関に情報提供する。

ウ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、検査票及び検体又は病原体情報が保健所から搬送された場合は、当該検体を検査し、結果を保健所、県感染症情報センター及び保健予防課に報告する。なお、検体等の採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。

衛生研究所で実施することが困難な検査については、保健予防課と協議のうえ、国立感染症研究所に検査を依頼する。

(イ) 衛生研究所は、一類感染症の届出があった場合、県域を越えて集団発生があった場合及びその他緊急の場合は、厚生労働省健康局結核感染症課からの要請に基づき、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、調査システムにより県内の保健所から患者情報の報告があり次第、調査システムにより中央情報センターへ報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、衛生研究所から報告された検査情報について直ちに調査システムにより中央情報センターに報告する。

(ウ) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報又は、月報として公表される県域の感染症情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

オ 保健予防課

保健予防課は、衛生研究所において検体を国立感染症研究所に送付する必要がある場合、衛生研究所と協議のうえ、国立感染症研究所に依頼する。

2 全数把握の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

なお、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、検査票を添付して管轄する保健所に送付する。

イ 保健所

(ア) 上記アの届出を受けた保健所は、速やかに県感染症情報センターへ調査システムにより報告する。また、保健所は、第3の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(73)、(76)又は(78)から(82)又は(84)までの届出をした医師に対して、必要に応じて病原体情報又は病原体検査のための検体等（検査票添付）の提供を依頼するものとする。当該医師から検体等の提供があった場合は、衛生研究所へ検査を依頼し、検体等を搬送するとともに、衛生研究所から検査結果の通知があったときは、速やかに検体の提供があった医師へ通知する。

(イ) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報について、速やかに市町村、定点、管内市郡医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、検査票及び検体又は病原体情報が保健所から搬送された場合は、当該検体を検査し、結果を保健所に通知する。また、当該結果を検査票により県感染症情報センター及び保健予防課に報告する。

なお、検体等の採取については、必要に応じ保健所と必要な連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、保健予防課と協議のうえ、国立感染症研究所に検査を依頼する。

(イ) 衛生研究所は、県域を越えた集団発生があった場合及びその他緊急の場合は、厚生労働省健康局結核感染症課からの要請に基づき、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、調査システムにより保健所の報告した患者情報について、7日以内に調査システムにより中央情報センターへ報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、衛生研究所から報告された検査情報について直ちに調査システムにより中央情報センターに報告する。

(ウ) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報又は、月報として公表される県域の感染症情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

3 定点把握の五類感染症

(1) 届出対象とする感染症の状態

第3の2の五類感染症（定点）については、厚生労働省が別に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される者を対象とする。

(2) 定点の設置

保健予防課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。定点の名簿は、別に定める。

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち第3の2の(85)から(95)までに掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち第3の2の(96)に掲げる感染症については、上記(ア)で選定した小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち第3の2の(97)及び(98)に掲げる感染症については、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち第3の2の(99)から(102)に掲げる感染症については、産婦人科または産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(103)から(109)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域毎に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 小児科病原体定点

第3の2の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とする小児科病原体定点は、原則として患者定点の中から概ね10%を病原体定点として指定する。

(イ) インフルエンザ病原体定点

第3の2の(96)を対象感染症とするインフルエンザ病原体定点は、原則として患者定点の中から概ね10%を病原体定点として指定する。

(ウ) 眼科病原体定点

第3の2の(97)及び(98)を対象感染症とする眼科病原体定点は、原則として患者定点の中から概ね10%を病原体定点として指定する。

(エ) 基幹病原体定点

第3の2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)及び(107)を対象感染症とする基幹病原体定点は、原則として患者定点全てを病原体定点として指定する。

(3) 調査単位

ア 毎週報告

前記(2)のアの(ア)、(イ)及び(ウ)により選定された患者定点に関する情報については、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし毎週報告とする。

イ 毎月報告

前記(2)のアの(エ)により選定された患者定点に関する情報については、1月を単位とする。

ウ 前記(2)のアの(オ)により選定された患者定点に関する情報については、第3の2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(103)、(104)、(106)及び(107)については、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし毎週報告する。(105)、(108)及び(109)に関する患者情報は1月を単位として毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1月1日を基準として決定するものとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における厚生労働省が別に定める報告基準より患者発生状況の把握を行うものとし、届出基準等通知別記様式により、それぞれ調査単位の患者発生状況等を管轄する保健所に報告する。

(イ) 患者定点は、患者情報を、調査単位が週の場合については、調査対象週の翌週の月曜日に、調査単位が月の場合については、調査対象月の翌月の初日に、いばらき電子申請・届出サービス又はファクシミリにより報告する。

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体を採取した場合速やかに衛生研究所又は管轄する保健所に連絡し、検査票を添付して検査を依頼する。

ウ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から報告された患者情報の情報項目を、調査単位が週の場合は調査対象週の翌週の火曜日正午まで、月の場合は調査対象月の翌月の2日までに、県感染症情報センターへ調査システムにより報告する。

また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報がある場合は、保健予防課及び県感染症情報センターに報告する。

(イ) 病原体定点から検体等の提供があった場合は、衛生研究所へ検体等を搬送する。

(ウ) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報について、速やかに市町村、定点、管内市郡医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

(エ) 保健所は、病原体定点における検体採取について、必要に応じ衛生研究所と連絡調整を行い、病原体定点に対して適切な指示を行う。

(オ) 患者情報及び感染症情報等を基にして、必要な場合には管内市町村、学校及び社会福祉施設等に対して適切な予防対策の指示又は指導を行う。

エ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、病原体定点又は保健所から検査票及び病原体定点の検体が搬送された場合には、当該検体を検査し、その結果を保健所に通知するとともに、保健予防課及び県感染症情報センターに報告する。

なお、検体採取については、必要に応じ保健所と必要な連絡調整を行う。

また、実施困難な検査については、保健予防課と協議のうえ、国立感染症研究所へ依頼する。

(イ) 衛生研究所は、県域を越えた集団発生があった場合及びその他緊急の場合は、厚生労働省健康局結核感染症課からの要請に基づき、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 県感染症情報センター

(ア) 県感染症情報センターは、県内の保健所から患者情報を収集し、調査単位が週単位の情報については調査対象週の翌週の火曜日まで、調査単位が月単位の情報については調査対象月の翌月の3日までに、調査システムにより中央情報センターへ報告する。

(イ) 県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報、または月報として公表される県情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 保健予防課

保健予防課は、衛生研究所において検体を国立感染症研究所に送付する必要がある場合、衛生研究所と協議のうえ、国立感染症研究所に依頼する。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の感染症について、厚生労働省が別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の設置

保健予防課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。定点の名簿は、別に定める。

ア 疑似症定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 第一号疑似症定点

対象感染症のうち第3の2の(112)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を指定する。

(イ) 第二号疑似症定点

対象感染症のうち第3の2の(113)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を指定する。

(3) 調査単位及び実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における厚生労働省が別に定める報告基準より、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報がある場合は、保健予防課及び県感染症情報センターに報告する。

(イ) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報について、速やかに市町村、定点、管内市郡医師会、教育委員会等の関係機関に提供する。

ウ 県感染症情報センター

県感染症情報センターは、県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される県情報、全国情報と併せて保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 保健予防課

保健予防課は、県内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、厚生労働省が別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

なお、医療機関から提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

(2) 衛生研究所

ア 衛生研究所は、検体が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、発生状況、動向及び原因を明らかにするために必要な物件等を添付して、検体を国立感染症研究所に送付する。

第7 法13条に基づく獣医師の届出

法13条に基づく獣医師の届出については、別紙により対応するものとする。

第8 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

また、調査の実施にあたっては調査対象者等の個人情報には、十分配慮するものとする。

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 20 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要項は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 25 年 3 月 4 日から施行する。

附則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 25 年 5 月 6 日から施行する。

附則

この要項は、平成 25 年 10 月 14 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

茨城県感染症発生動向調査事業検査指針

本指針は、茨城県感染症発生動向調査事業実施要項に基づき、病原体定点調査対象感染症における病原体の微生物学的検査の実施方法等について定める。

1 病原体検査の対象感染症及び検体

病原体定点において、病原体検査のための検体は以下のとおりとする。

病原体定点区分	対象疾病名	検 体	検査区分
小児科	(86) 咽頭結膜熱	咽頭ぬぐい液または結膜ぬぐい液	ウイルス検査
	(87) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭ぬぐい液	細菌検査
	(88) 感染性胃腸炎	糞便	ウイルス検査・細菌検査
	(90) 手足口病	咽頭ぬぐい液または糞便	ウイルス検査
	(93) 百日咳	鼻腔ぬぐい液	細菌検査
	(94) ヘルパンギーナ	咽頭ぬぐい液または糞便	ウイルス検査
	(95) 流行性耳下腺炎	咽頭ぬぐい液	ウイルス検査
インフルエンザ	(96) インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感 染症を除く)	鼻腔ぬぐい液(咽頭ぬぐい液でも可)	ウイルス検査
眼科	(97) 急性出血性結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査
	(98) 流行性角結膜炎	結膜ぬぐい液	ウイルス検査
基幹	(88) 感染性胃腸炎のうち 病原体がロタウイルスで あるもの	糞便	ウイルス検査
	(104) 細菌性髄膜炎(イン フルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同 定された場合を除く)	髄液, 咽頭ぬぐい液	細菌検査
	(107) 無菌性髄膜炎	髄液, 血清, 咽頭ぬぐい液, 糞便	ウイルス検査

2 検体の採取

- (1) 病原体定点の医師は、対象感染症の患者を診断した場合には、必要に応じ、衛生研究所と協議し、検体の採取を行うこと。
- (2) 検体の採取にあたっては以下のとおりとすること。

【原則的な要件】

- ① 検体の採取は、急性期に行うこと。
- ② 細菌感染症の場合の検体は、抗生物質投与前に行うこと。
- ③ 以下の検体以外の検体(脳脊髄組織等)については、衛生研究所と事前調整を行うこと。

【ウイルス感染症の検体】

- ① 鼻腔ぬぐい液，咽頭ぬぐい液
 - ・滅菌綿棒で鼻腔，咽頭をよくぬぐい，保存液にその綿棒を浸し，容器の口のところで棒を折り，ただちに固く栓を締めること。
- ② 結膜ぬぐい液
 - ・滅菌綿棒で下眼結膜をよくぬぐい，保存液にその綿棒を浸し，容器の口のところで棒を折り，ただちに固く栓を締めること。
- ③ 糞便
 - ・キャリブレア等の入っていない滅菌容器に約5 g以上を採取すること。
- ④ 髄液
 - ・髄液は，無菌的に約1 mlを採取(滅菌スピッツ等)すること。
- ⑤ 血清
 - ・血清は，約1 ml以上を採取(滅菌スピッツ等)すること。

【細菌感染症の検体】

- ① 咽頭ぬぐい液，鼻腔ぬぐい液
 - ・滅菌綿棒で鼻腔，咽頭をよくぬぐい，輸送用の培地にその綿棒を深部まで刺し，容器の口のところで棒を折り，ただちに固く栓を締めること。
- ② 糞便
 - ・キャリブレア等の入っていない滅菌容器に約5 g以上を採取すること。
- ③ 髄液
 - ・髄液は，約0.5mlずつ2本(インフルエンザ菌用及びその他の菌用)に分けて無菌的に滅菌スピッツ等に採取すること。

3 検体の保存

【ウイルス感染症の検体】

- (1) 検体を採取後，速やかに冷蔵庫に保管すること。
- (2) 冷蔵庫の保存期間は3日以内とし，その期間内に衛生研究所へ発送すること。
- (3) 検体採取後3日以内に発送できない場合は，衛生研究所に連絡すること。

【細菌感染症の検体】

- (1) 検体採取後は，断熱性の搬送用コンテナ等に入れ，4℃前後に保ち，できるだけ早く送付(ゆうパック)すること。
- (2) 細菌性髄膜炎検体の髄液は，以下のとおり病原体の種類により搬送温度が異なるので注意すること。
 - インフルエンザ菌用：20～25℃
 - その他の菌用：4℃前後

4 検体の搬送

- (1) 包装責任者が選定されている病原体定点は，採取した検体を指定された容器に梱包し，衛生研究所へ連絡してから郵送すること。
 - *包装責任者とは，ゆうパックで検体を送付する場合に，遵守事項に適合しているか確認して証明する者で，国や県が主催した研修を受講し県に届出をした者。
- (2) 包装責任者が選定されていない病原体定点は，検体採取後速やかに管轄保健所に連絡し，衛生研究所への検体搬送を依頼すること。
- (3) 病原体定点から依頼を受けた保健所は，衛生研究所にその旨連絡し，衛生研究所へ搬送または郵送すること。
- (4) 病原体定点及び保健所から衛生研究所へ検体の郵送に係る費用は，衛生研究所が負担すること。
- (5) 検体の郵送は，ゆうパックを利用し，冷蔵保存(インフルエンザ菌を除く)で午前着指定

で送付すること。また、検体の発送は月曜から木曜日の間に行うこと。（土・日曜日は受理できないため）

(6) 衛生研究所は、検体受理後、速やかに空の搬送容器を病原体定点へ郵送すること。

5 検査票（病原体）の記入

(1) 病原体定点の医師は、検体を採取する場合は、（別記様式）「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）」をわかる範囲で詳細に記入すること。

(2) 検体を衛生研究所に送付する場合は、検査票を必ず添付すること。

6 検体提供者に対する説明と同意

(1) 病原体定点の医師は、患者から検体を採取するにあたって、別紙「感染症の病原体検査についてのお願い」を参考に、必ず患者又はその保護者に対し十分な説明を行い、同意を得ること。検体提供に同意した患者又はその保護者から、検査に対する承諾書の提出を受けたのちに、検体の採取等を行うこと。

(2) 検体を衛生研究所に送付する場合は、承諾書を必ず添付するとともに、承諾書の写しを診療録に添付しておくこと。

7 検査結果

衛生研究所は、検体受理後検査を実施し、依頼のあった病原体定点及び管轄する保健所へ結果を報告すること。（様式3）

8 その他

(1) 病原体検査に係る書類及び検体採取容器等は、衛生研究所から医療機関へ送付すること。

① 検体送付表（様式1）

② （別記様式）「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）」記入用紙

③ 説明文及び承諾書（様式2）

④ 検体採取容器、綿棒及び糞便用滅菌容器

*滅菌容器等は、各医療機関で使用しているものでも支障ないこと。

(2) 送付された検体容器のうち、ウイルス検査用の保存液入り容器は冷蔵庫に保存すること。なお、細菌検査用の保存液入り容器は、常温保存でよいこと。

(3) 検体の保存・搬送に当たっては「特定病原体等の安全運搬マニュアル（厚生労働省健康局結核感染症課）」、「茨城県感染症事務マニュアルの「検体の保存・搬送」」を参考にすること。

[改定]

平成24年4月1日

平成26年4月1日

平成26年9月19日

平成27年1月21日

(様式1)

茨城県衛生研究所長 殿

医療機関(保健所)名
(電話番号)

病原体検査送付書

以下のとおり送付します。

検体送付日	平成 年 月 日
担当医師名	注：担当医師名は、衛生研究所から問い合わせをすることがありますので必ずご記入ください。
検査対象疾患	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> A群溶血性連鎖球菌 <input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
	<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎 <input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎
	<input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎のうち病原体がロタウイルスであるもの <input type="checkbox"/> 無菌性髄膜炎 <input type="checkbox"/> 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)
検査材料及び 検体数	<input type="checkbox"/> 咽頭拭い液 () 検体 <input type="checkbox"/> 鼻腔拭い液 () 検体 <input type="checkbox"/> 結膜拭い液 () 検体 <input type="checkbox"/> 血清 () 検体 <input type="checkbox"/> 髄液 () 検体 <input type="checkbox"/> 糞便 () 検体 <input type="checkbox"/> その他 () 検体
添付書類	<input type="checkbox"/> 検査票(病原体) <input type="checkbox"/> 承諾書 注：検査票と承諾書は必ず添付してください。
結果報告の方法	<input type="checkbox"/> FAX(番号：) <input type="checkbox"/> E-mail(アドレス：)
その他の参考 事項	

(様式2)

患者さん(ご家族)へ

茨城県保健福祉部保健予防課長

感染症発生動向調査事業に係る病原体検査のお願い

茨城県では、感染症の予防やまん延防止を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、感染症の発生状況の把握や情報分析などの業務を行っております。

感染症の発生状況を把握するため、本県では、県衛生研究所において感染症の原因となる病原体の検査を実施しております。(本県衛生研究所で実施不可能な検査は、他都道府県の衛生研究所あるいは、国立感染症研究所で実施しております。)

県では、患者の皆様はこの業務の意義と重要性をご理解いただき、主治医を通じて病原体検査のための「検体(咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、糞便など)、検体から分離された病原体」及び「診断・治療等に関する情報」の提供をお願いしております。あなたから提供された検体及び分離された病原体に対して、病原体等の検査及び分子疫学検査を行います。

なお、これらを提供していただくことに関し、以下の点について固くお約束いたします。

- ① ご提供いただいた検体等については、感染症法に基づいた検査のみに使用します。
- ② 検査結果は、集計・解析されたのちに、感染症の発生状況の把握や感染症対策等に利用されますが、検体等をご提供いただいた個人が特定されることのないようにするとともに、個人情報情報は固く守ります。
- ③ 検体提供に御協力がいただけない場合にも、あなたに何らの不利益を被ることはありません。あなたの自由意志に委ねられます。

検査結果につきましては、患者の皆様の治療に役立てていただくため、主治医にご連絡いたしますので、ご説明をお受けください。

上記の事項について、主治医から十分な説明を受け、その上でご協力をいただける方は、下記の承諾書にご記入願います。

切り取り線

病原体検査のための検体等の提供に関する承諾書

(□にチェックを入れて下さい)

- 検体の提供及び病原体等の検査(種類)
- 検体から分離された病原体の提供及び分子疫学解析検査
- 診断・治療等に関する情報の提供

について十分な説明を受けましたので、これを承諾します。

平成 年 月 日

茨城県保健福祉部保健予防課長 殿

患者名

保護者(または代諾者)

署名

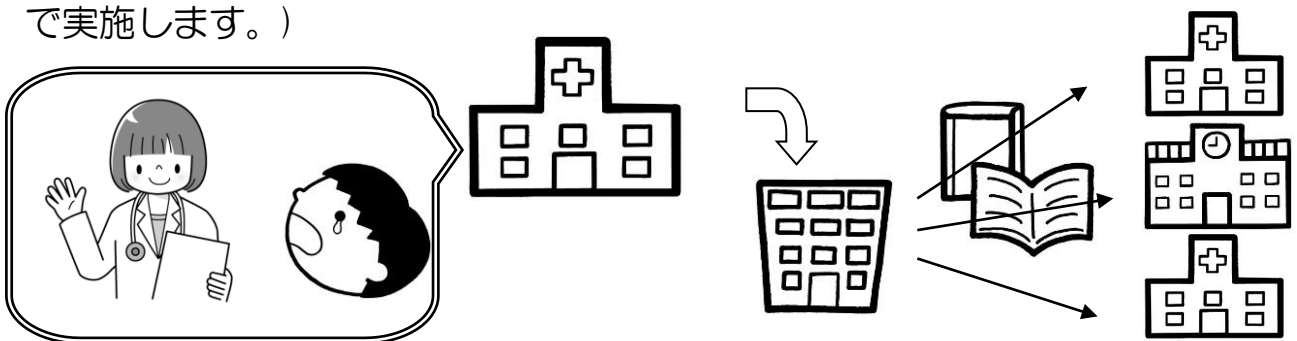
※医療機関記入欄

患者へ説明し、承諾をお取りいただいた

医師署名

検査に御協力下さい

茨城県では、感染症の予防やまん延防止を図るため、県衛生研究所において感染症の原因となる病原体の検査を実施しております。（本県衛生研究所で実施不可能な検査は、他都道府県の衛生研究所あるいは、国立感染症研究所で実施します。）



県では、患者の皆様はこの意義と重要性をご理解いただき、主治医を通じて病原体検査のための「検体(咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、便など)、検体から分離された病原体」及び「診断・治療等に関する情報」の提供をお願いしております。あなたから提供された検体及び分離された病原体に対して、病原体等の検査及び分子疫学検査を行います。

検査結果は、集計・解析され、感染症の発生状況の把握や感染症対策等に利用されます（検体等をご提供いただいた個人が特定されることのないようにするとともに、個人情報も固く守ります。）

検査結果につきましては、患者の皆様の治療に役立てていただくため、主治医にご連絡いたしますので、ご説明をお受けください。

(様式3)

衛第 号
平成 年 月 日

医療機関の長 殿

茨城県衛生研究所長

病原体検査成績書

平成 年 月 日に依頼のあった検体の検査結果については、下記のとおりです。

記

検査の目的	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 <input type="checkbox"/> A群溶血性連鎖球菌 <input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎 <input type="checkbox"/> 手足口病 <input type="checkbox"/> 百日咳 <input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎
	<input type="checkbox"/> インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
	<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎 <input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎
	<input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎のうち病原体がロタウイルスであるもの <input type="checkbox"/> 無菌性髄膜炎 <input type="checkbox"/> 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)
検査材料及び検査件数	<input type="checkbox"/> 咽頭拭い液 () 検体 <input type="checkbox"/> 鼻腔拭い液 () 検体 <input type="checkbox"/> 結膜拭い液 () 検体 <input type="checkbox"/> 血清 () 検体 <input type="checkbox"/> 髄液 () 検体 <input type="checkbox"/> 糞便 () 検体 <input type="checkbox"/> その他 () 検体
検体提供者名 検体名	別添検査結果のとおり
その他参考となる事項	

茨城県感染症病原体等検査実施要領

1 目的

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、感染症の発生を予防し、又は発生の状況、動向及び原因等を明らかにするため茨城県が実施する感染症の病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）の検査の実施に関して必要な事項を定める。

2 検査対象感染症

法第6条第1項に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び法第13条に基づく動物由来感染症並びに保健所長又は保健予防課長が必要と認めた感染症とする。

3 検査の実施

実施する病原体等検査は、以下の場合とする。

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に係る検査を行う場合
- (2) 法第17条第1項の規定に基づき、健康診断に係る検査を行う場合
- (3) 法第18条第3項の規定に基づき、就業制限の適用を受けている者から、当該対象者ではなくなったことの確認を求められた場合
- (4) 法第22条第4項の規定に基づき、法第19条若しくは法第20条の規定により入院している患者から退院の求めがあり、当該入院に係る感染症の病原体の保有の有無を確認する場合
- (5) その他、保健所長又は保健予防課長が調査研究の実施を必要と認めた場合

4 検査の内容

実施する病原体等に係る検査は、以下のとおりとする。

- (1) 病原微生物検査
- (2) 免疫学的検査
- (3) その他感染症感染経路を特定するために必要な検査

5 検査実施機関

検査実施機関は、衛生研究所とする。

ただし、衛生研究所において、検査不可能な病原体等検査については、国立感染症研究所又は検査可能な機関（以下、「国立感染症研究所等」という。）に保健予防課と協議のうえ衛生研究所が依頼するものとする。

6 検体提供者等への説明

3の(1)及び(5)の場合に実施する病原体等検査における検体の採取に際しては、「検体等の提供のお願い」（様式1）等を用いて、検体提供者に適切な説明を行い、承諾を得るものとする。

また、分子疫学解析検査の実施にあたっては、同様に病原体提供者に適切な説明を行い、承諾を得るものとする。

7 検査の依頼

(1) 保健所が採取し、又は受付けた検体は、感染症検査依頼書（様式2）により速やかに衛生研究所長に検査を依頼する。

(2) 保健所が採取し、又は受付けた検体のうち、国立感染症研究所に病原体（菌株等）を提出する検体は、病原体（菌株）送付書（様式5）により速やかに衛生研究所長に検体を送付する。

8 検査結果の報告

(1) 衛生研究所から保健所への報告は、試験検査成績書（様式4）により行う。

(2) 衛生研究所は、病原体が検出又は毒素産生等が確認された場合には、保健予防課にも報

告する。

- (3) 保健所から検体提供者への報告は、感染症検査成績書（様式5）により行う。
- (4) 検査の目的などに応じ、保健所長又は保健予防課長が必要と認めた場合は、衛生研究所長は保健所長へ結果を報告するとともに、依頼元の医療機関へ検査結果を同時に伝達できることとする。この場合であっても保健所長は依頼元医療機関へ改めて結果を通知することとする。

9 分子疫学解析検査

疫学調査の結果を踏まえ、感染経路を特定するため分子疫学解析検査を実施する際には、保健所長、衛生研究所長及び保健予防課長は連携を図り、以下のとおり行うものとする。

(1) 検査の実施

- ① 集団感染が疑われ、その関連性を明らかにする必要がある場合
- ② 死亡者又は複数の重症患者が発生し、その感染経路を明らかにする必要がある場合
- ③ 原因と考えられる施設等の関連性を明らかにする必要がある場合
- ④ その他、感染症のまん延防止のため特に必要と判断した調査研究を実施する場合

(2) 検査の依頼

当該検査の実施にあたっては、保健所長と保健予防課長とが協議を行い、(1)の各号に該当する場合には、保健所長又は保健予防課長が衛生研究所長に依頼するものとする。

(3) 検査結果の報告

衛生研究所長は検査結果を、当該保健所長及び保健予防課長に報告するものとする。

(4) 病原体等の運搬

病原体等の運搬にあたっては、検査を依頼した保健所が衛生研究所へ運搬するものとする。病原体等が県外の検査機関等に保管されている場合には、保健所と調整のうえ衛生研究所が運搬等の手続きを行うものとする。なお、その他詳細については、「特定病原体等の安全運搬マニュアル（厚生労働省健康局結核感染症課）」に基づくものとする。

10 検体提供者の個人情報保護

検体の受付及び結果の通知に当たっては、検体提供者等の個人情報には、十分配慮するものとする。

11 手数料

3に係る検査のうち、保健所での健康相談により、保健所又は衛生研究所での検査が必要と認められた検体の検査の手数料は、茨城県保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料徴収条例（昭和37年茨城県条例第14号）第2条の規定にかかわらず、同条例第3条の規定により当分の間免除するものとする。

12 検査記録の保存

保健所は、検査結果等を検査依頼・検査成績台帳（様式6）に記載し、これを5年間保存する。ただし、分子疫学解析検査については、10年間保存するものとする。

13 この要領に定めるもののほか、検査実施に当たって必要な事項は、別に定める。

付 則

- この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年5月12日から施行する。
- この要領は、平成22年4月14日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(表面)

(様式1)

検体等の提供のお願い

茨城県

保健所長

茨城県では、感染症患者が発生した際には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因等を明らかにする積極的疫学調査を行い、感染症対策を講じております。

この対策の一環として、保健所や衛生研究所では、感染症の原因となる病原体等の検査や感染症感染経路の特定のために検体から分離された病原体(菌及びウイルス)の詳細な検査(分子疫学解析検査)を実施しております。(本県衛生研究所等で実施不可能な検査は、国立感染症研究所等で実施しております。)

このため皆様方には、この業務の意義と重要性をご理解いただき、これら病原体等検査のための「検体」及び当該検体から分離された「病原体」の提供をお願いしております。

下記の事項をご理解いただき、あなたから提供された検体及び当該検体から分離された病原体に対して、病原体等の検査及び分子疫学解析検査を行うことについて、ご同意をいただける方は、承諾書にご記入願います。

- ① ご提供いただいた「検体」及び当該検体から分離された「病原体」は、感染症法に基づいた検査のみに使用します。
- ② 検査結果は、集計・解析されたのちに、感染症の発生状況の把握や感染症対策等に利用されますが、検体等をご提供いただいた個人が特定されることのないようにするとともに、個人情報情報は固く守ります。
- ③ 検体提供に御協力がいただけない場合にも、あなたに何らの不利益を被ることはありません。あなたの自由意志に委ねられます。

切り取り線

検体等の提供に関する承諾書

- 1) 検体の提供及び病原体等の検査
- 2) 検体から分離された病原体の提供及び分子疫学解析検査

について十分な説明を受けましたので、これを承諾します。

平成 年 月 日

茨城県 保健所長 殿

署名(未成年者の場合は保護者署名)

(裏面)

「病原体等の検査」とは、
感染症（病気）の原因となった細菌やウイルスなどを見つけ出すための検査です。

「分子疫学解析検査」とは、
病原体等の検査で見つかった細菌あるいはウイルス等が、どのグループに属しているかを詳しく分類するための検査です。この検査により感染経路がわかる場合もあります。

(様式2)

保 第 号
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

感 染 症 検 査 依 頼 書

このことについて、下記の試験検査を依頼します。

記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス、パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
検査材料及び 検査件数	・糞便（ ）検体 ・吐物（ ）検体 ・血液（ ）検体 ・鼻腔咽頭粘液（ ）検体 ・髄液（ ）検体 ・培地（ ）検体 ・その他（ ）（ ）検体
検体提供者氏名 検体名	別添連名簿（様式6）のとおり
疫学情報	別添のとおり
その他参考とな る事項	

(様式3)

保 第 号
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

病原体（菌株等）送付書

このことについて、下記の病原体を送付します。

記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス、パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
病原体及び 件数	・ 二類感染症 （結核菌、ジフテリア菌） 件 ・ 三類感染症 （赤痢菌 腸管出血性大腸菌 腸チフス菌 パラチフス菌） 件 ・ その他（ ） 件
提供者氏名	
疫学情報等	発生届、疫学調査票、承諾書参照
検査機関名	<検査機関名> <連絡先>
その他	

(様式4)

保 第 号
平成 年 月 日

保健所長 殿

衛生研究所長

試 験 検 査 成 績 書

平成 年 月 日付 保第 号で依頼のあった検体の検査結果については、
下記のとおりです。

記

- 1 検体提供者名：
検 材 料 名：
件 数： 件
- 2 試験検査の目的：
- 3 試験検査の方法：
- 4 試験検査の成績：

氏 名	性別	年齢	結 果	備 考

